

# 鹿島市水道事業 水道料金改定（案）について （パブリックコメント資料）

## 1 料金改定の背景

水道事業は原則として水道料金によって賄われています。この制度を「**独立採算制**」といいます。

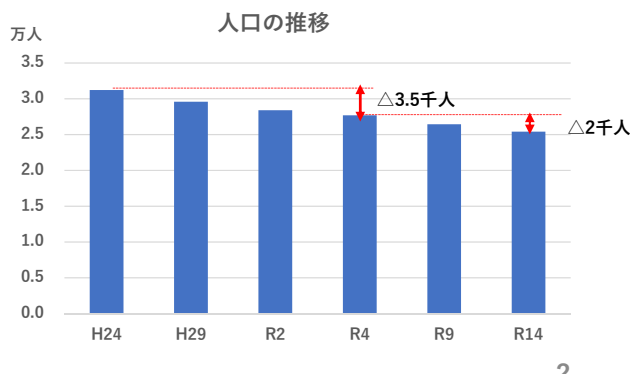
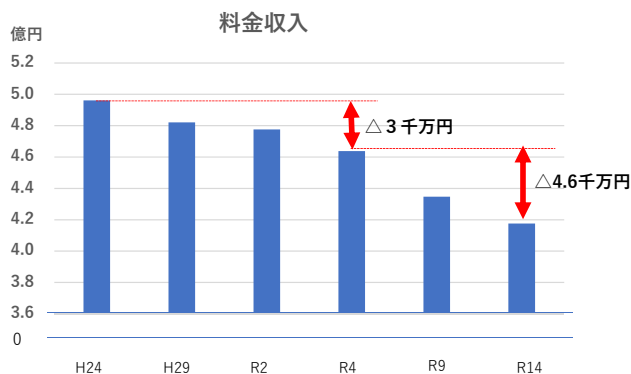
鹿島市水道事業は、平成12年に料金改定を実施し、これまで職員数の削減や工事費の抑制などによる経費削減等に努め、20年以上現行の料金体系を維持してきました。

しかし、今後人口減少により水道料金収入の減少が見込まれる中、管路の老朽化が増加し、老朽管路を更新するために多額の財源が必要となることから、令和6年度に水道料金の改定を予定しています。

## (1) 料金収入の減少

人口減少や節水機器の普及などにより使用水量は年々減少しています。今後も使用水量の減少に伴い、料金収入の減少が見込まれます。

- H24-R4で料金収入は、約3千万円、人口は約3.5千人減少。
- R4-R14で料金収入は、約4.6千万円、人口は約2千人減少の見込み。



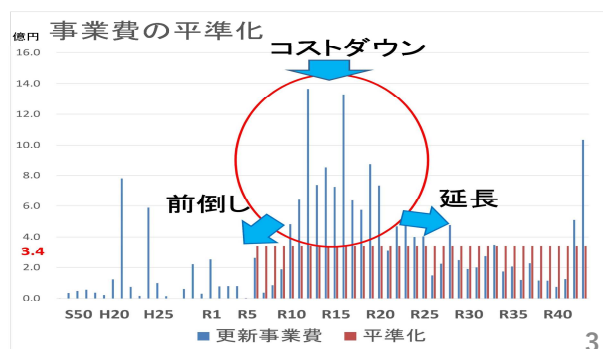
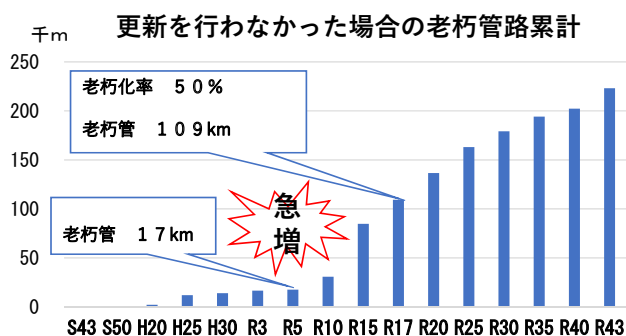
2

## (2) 管路更新費用の増加

今後、高度成長期に布設した管路の老朽化が令和10年度より急増しはじめ、令和17年度には全管路(約220km)の約半分(109km)が老朽管路になり、多くの費用(約80億円以上※)が必要になると予測されます。(※老朽管延長109kmに更新単価76千円/mを掛けて計算。)

老朽管路を集中して更新するには、多額の費用がかかり、水道経営を急激に悪化させます。そのため、集中する更新時期を前倒しすることや延長することによって平準化を図ると、更新費用は年間約3.4億円と試算されます。

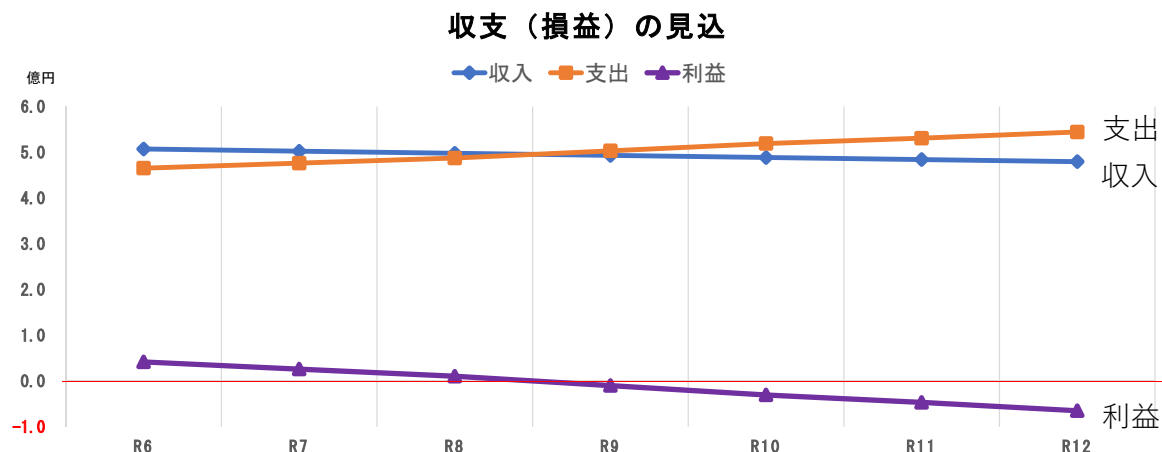
令和5年度の更新予算は約1億円であり、今後更新予算の増額が見込まれます。



3

### (3) 水道事業の収支見込

現在の料金体系のままでは老朽管路の更新を行うと、**令和9年度**に支出が収入を上回り、**利益がマイナス（赤字）**となる見込みです。



4

## 2 審議会での審議

料金収入が減少する中、増加する更新事業の費用を確保するためには、**水道料金の見直しが必要**と判断し、水道事業審議会において、令和5年7月から「料金改定」についてご審議いただきました。

**【参考】 審議経過**

	開催年月日	内 容
第1回	令和5年7月14日（金）	1 委嘱状交付 2 諮問 3 鹿島市の水道事業について 4 鹿島市水道事業中長期財政計画（概要） 5 水道事業審議会及び料金改定スケジュール
第2回	令和5年7月26日（水）	1 水道料金改定（案）について
第3回	令和5年8月10日（木）	1 水道料金改定（案）について
第4回	令和5年9月13日（水）	1 答申（案）について

5

## (1) 審議の内容

### ① 料金改定率の検討

・水道事業の利益は、借金（管路更新等に必要な借入金）の返済や将来の管路更新等のための積立金に使われる。赤字が続くと、管路等の更新が進まず、大規模な漏水事故や断水につながる恐れがある。

・安定的な事業運営を行うために、最低でも5年間の黒字が維持できる改定率として10%、15%で検討。

#### 【検討事項A・B】

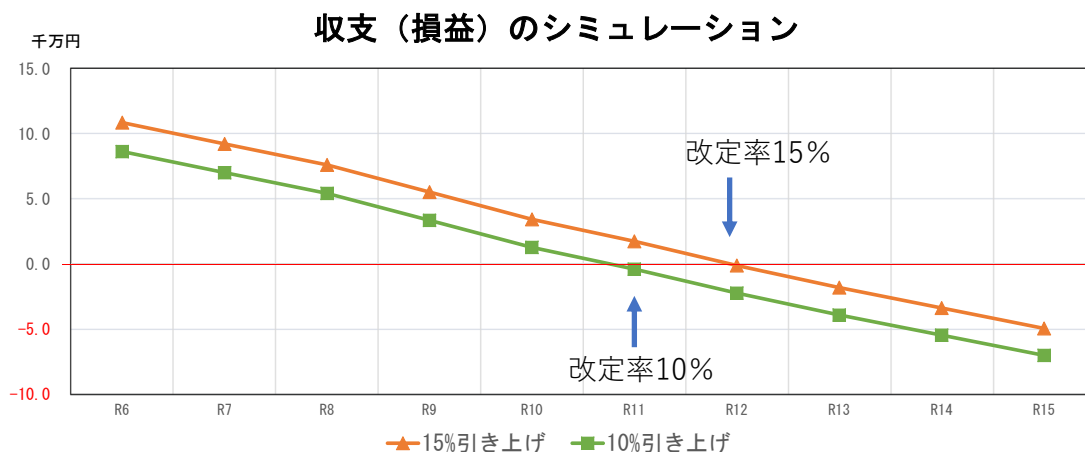
円（税抜）

	使用水量 (1ヶ月あたり)	現行	A 10%引き上げ	B 15%引き上げ
基本料金	0-5 $\text{m}^3$	1,000	1,100	1,150
	6-10 $\text{m}^3$	1,600	1,760	1,840
超過料金	10 $\text{m}^3$ を超えて25 $\text{m}^3$ までの部分 1 $\text{m}^3$ につき	200	220	230
	25 $\text{m}^3$ を超える部分1 $\text{m}^3$ につき	240	264	276

6

### ●改定率を10%、15%にした場合の収支のシミュレーション

令和6年度に現行の料金から10%引き上げたとき⇒令和11年度に赤字になる見込み  
 令和6年度に現行の料金から15%引き上げたとき⇒令和12年度に赤字になる見込み



7

## ② 基本料金（0-5<sup>3</sup>／月）改定の検討

- ・ 1ヶ月あたりの使用水量が0-5<sup>3</sup>の基本料金は、使用水量の少ない世帯への料金負担の軽減を目的として平成5年に設定されて以来、約30年以上改定されていない。
- ・ 今回、使用水量の少ない世帯に配慮して据置とするか、改定するか検討。

### 【検討事項A～C】

A 現行のまま据置  
基本料金（0-5<sup>3</sup>／月）  
**1,000円/月**  
（改定なし）

B 改定率10%  
基本料金（0-5<sup>3</sup>／月）  
**1,100円/月**  
（100円/月）の増

C 改定率15%  
基本料金（0-5<sup>3</sup>／月）  
**1,150円/月**  
（150円/月）の増

8

## （2）審議会からの答申

### ①料金改定率（10%または15%）の検討について

- ・ 今回低い改定率にすると数年後には利益を積み立てることができず、資金が枯渇すると予想される。今後も人口は減少していくため、将来世代は今よりさらに高い改定率になる可能性がある。
- ・ 今回15%引き上げることにより、利益を積み立てて資金に余裕を持たせておくことで、次回の改定率を低く抑えることにつながる。



**改定率は15%が適当である**との答申を受けました。

9

## ②基本料金（0-5 $\text{m}^3$ /月）改定の検討について

- ・ 使用水量5 $\text{m}^3$ 以下の使用者は、平成5年以降平成12年にも改定されておらず、今回も改定しなければ、平成12年に改定された使用水量6 $\text{m}^3$ 以上の使用者との負担割合の差が広がり、不公平感がある。
- ・ 使用水量に関わらず、水道水を安定的に供給するための固定費はかかっており、公平性を保つためにも基本料金（0-5 $\text{m}^3$ /月）の改定は必要。



**基本料金（0-5 $\text{m}^3$ /月）は15%引き上げる**との答申を受けました。

10

## 3 答申を踏まえた料金改定（案）について

鹿島市水道事業としては、水道事業審議会の答申を受けて、現行の水道料金から一律15%引き上げる料金改定を議会に諮る予定です。

今後必要となる財源を確保し、将来世代に負担を先送りしないためにもご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、「安全で美味しい水をいつまでも」を基本理念として、蛇口をひねればいつでも美味しい水道水を供給できるように企業経営の健全化に努め、災害に強い水道施設の構築に向け計画的な整備・更新を進めていきます。

水道事業審議会の内容については、鹿島市ホームページから  
見ることができます  
<https://www.city.saga-kashima.lg.jp/main/30207.html>



11

## 4 料金改定（案）

現行の水道料金（税抜き）

	算定基準 (1ヶ月あたり)	料金 (円)
基本料金	使用水量5m <sup>3</sup> まで	1,000
	使用水量5m <sup>3</sup> を超え 10m <sup>3</sup> まで	1,600
超過分	使用水量10m <sup>3</sup> を超え 25m <sup>3</sup> までの部分 1m <sup>3</sup> につき	200
	使用水量25m <sup>3</sup> を 超える部分1m <sup>3</sup> につき	240

15%引上げ



改定（案）の水道料金（税抜き）

	算定基準 (1ヶ月あたり)	料金 (円)
基本料金	使用水量5m <sup>3</sup> まで	1,150
	使用水量5m <sup>3</sup> を超え 10m <sup>3</sup> まで	1,840
超過分	使用水量10m <sup>3</sup> を超え 25m <sup>3</sup> までの部分 1m <sup>3</sup> につき	230
	使用水量25m <sup>3</sup> を 超える部分1m <sup>3</sup> につき	276

※今回は臨時料金の改定はありません

12

### ●参考

現行と改定案の水道料金比較表  
(2ヶ月あたり、税込)

水量(m <sup>3</sup> )	現行(円)	改定案(円)	差額(円)
0~10	2,200	2,530	330
11~20	3,520	4,048	528
30	5,720	6,578	858
40	7,920	9,108	1,188
50	10,120	11,638	1,518
60	12,760	14,674	1,914
70	15,400	17,710	2,310
80	18,040	20,746	2,706
90	20,680	23,782	3,102
100	23,320	26,818	3,498

#### 【料金計算方法】

改定（案）の水道料金で、2ヶ月で  
40m<sup>3</sup>使用した場合

基本料金 **3,680円**  
(基本料金20m<sup>3</sup>まで 3,680円)

超過料金 **4,600円**  
(使用水量40m<sup>3</sup> - 基本料金分20m<sup>3</sup>) × 230円

合計 **8,280円**

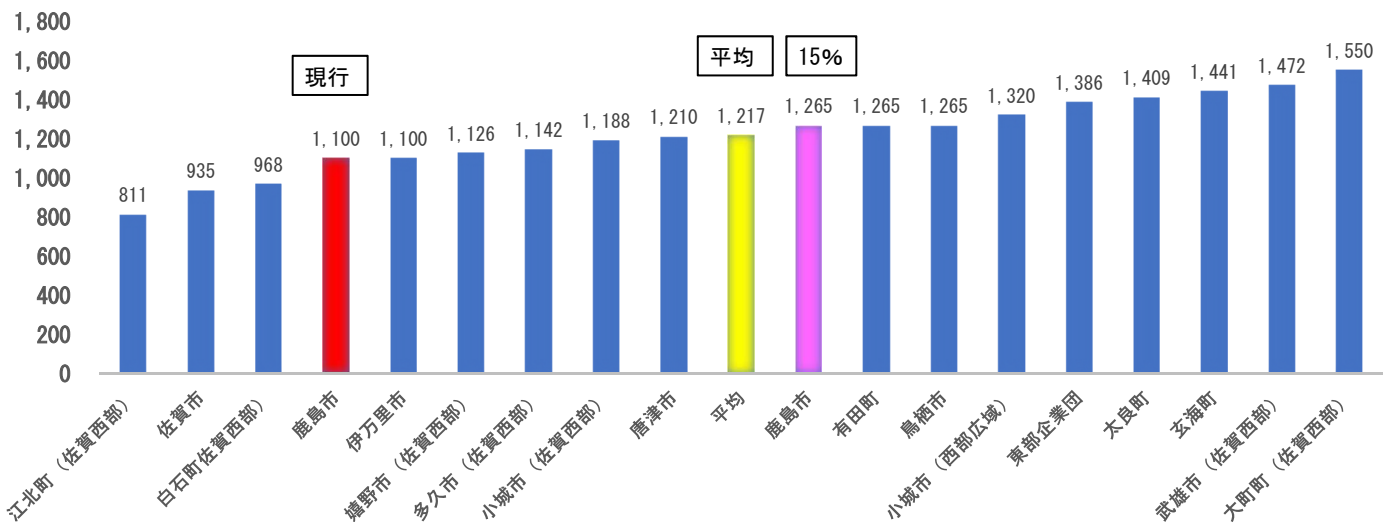
消費税 **828円**

支払額 **9,108円**

13

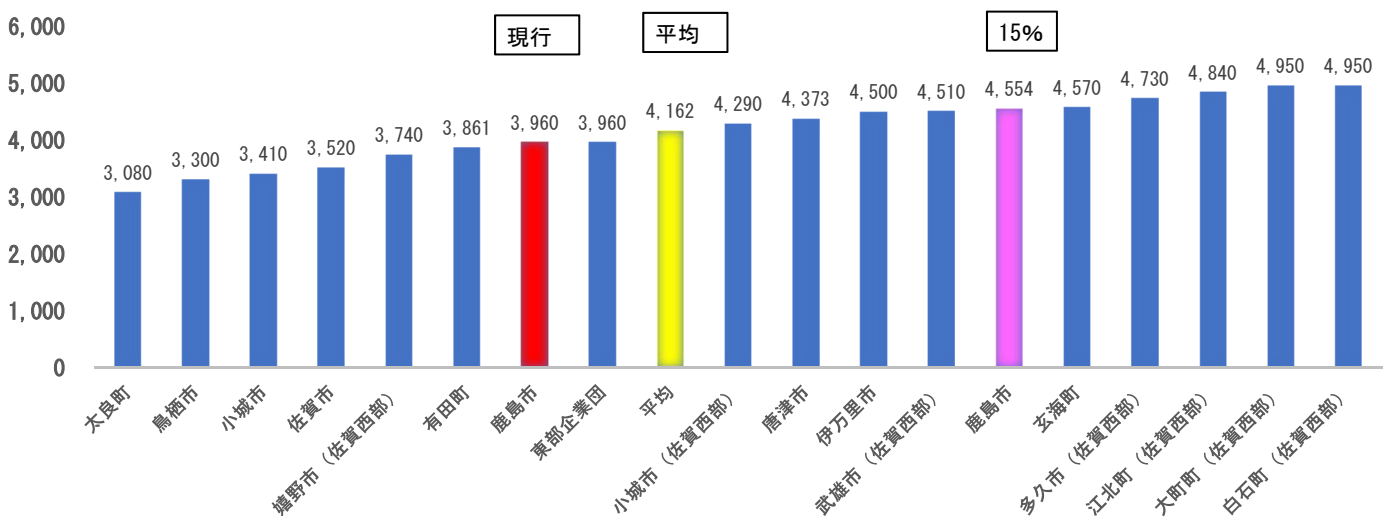
●参考

▶ 県内水道料金の比較（口径13mmで1ヶ月に5<sup>m</sup>3使用した場合）



●参考

▶ 県内水道料金の比較（口径13mmで1ヶ月に20<sup>m</sup>3使用した場合）





**【参考】 現行と改定（案）の水道料金比較表  
（2ヶ月あたり、税込）**

水量(m <sup>3</sup> )	現行(円)	改定案(円)	差額(円)	水量(m <sup>3</sup> )	現行(円)	改定案(円)	差額(円)
0~10	2,200	2,530	330	500	128,920	148,258	19,338
11~20	3,520	4,048	528	600	155,320	178,618	23,298
30	5,720	6,578	858	700	181,720	208,978	27,258
40	7,920	9,108	1,188	800	208,120	239,338	31,218
50	10,120	11,638	1,518	900	234,520	269,698	35,178
60	12,760	14,674	1,914	1,000	260,920	300,058	39,138
70	15,400	17,710	2,310	2,000	524,920	603,658	78,738
80	18,040	20,746	2,706	3,000	788,920	907,258	118,338
90	20,680	23,782	3,102	4,000	1,052,920	1,210,858	157,938
100	23,320	26,818	3,498	5,000	1,316,920	1,514,458	197,538

16

**水道料金改定（案）に関する意見募集（パブリックコメント）  
募集要領**

**【募集期間】** 令和5年11月1日（水）～令和5年11月30日（木）

**【意見の提出】** 任意の様式に住所・氏名・電話番号を記載して水道課へ提出  
もしくは、応募フォームから提出

**【問合せ先】** 水道課 TEL 0954-62-3718  
FAX 0954-62-3717



17